

医療連携推進方針

1 医療連携推進区域

東近江市・近江八幡市・蒲生郡日野町・蒲生郡竜王町（東近江保健医療圏）

2 参加法人等

【参加法人】

(1) 東近江市

- ・東近江市立能登川病院
- ・東近江市蒲生医療センター
- ・東近江市湖東診療所
- ・東近江市永源寺診療所
- ・東近江市あいとう診療所
- ・東近江市鋳物師診療所
- ・東近江市長峰診療所
- ・東近江市永源寺東部出張診療所

(2) 竜王町

- ・あえんぼクリニック

(3) 医療法人社団弓削メディカルクリニック

- ・医療法人社団弓削メディカルクリニック

(4) 医療法人社団昂会

- ・医療法人社団昂会湖東記念病院
- ・医療法人社団昂会日野記念病院
- ・介護老人保健施設リスタあすなる

(5) 医療法人敬愛会

- ・東近江敬愛病院

(6) 医療法人社団幸信会

- ・医療法人社団幸信会青葉病院
- ・医療法人社団幸信会青葉メディカル
- ・介護老人保健施設ウエル青葉

【その他】

(1) 日野町

(2) 一般社団法人東近江医師会

(3) 学校法人滋賀学園

- ・びわこ学院大学
- ・びわこ学院大学短期大学部
- ・びわこリハビリテーション専門職大学

(4) 学校法人藍野大学

(5) 岡 藤太郎

- ・岡診療所

3 理念・運営方針

(理念)

本法人は、医療連携推進方針に基づき、東近江市、近江八幡市、蒲生郡日野町及び蒲生郡竜王町（以下「東近江保健医療圏」という。）における地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する。また、地域住民に対して質の高い効率的な医療提供体制の確保を目指す。

(運営方針)

東近江保健医療圏には、新たな総合病院を整備するだけの人口規模がなく、医療スタッフの確保も難しい現状であるため、大都市にある縦型の医療機関ではなく、より専門的な診療科目に特化した医療機関を生かし、横に広がる形での総合病院を地域全体で作る必要がある。

そのために、医療機関相互間の機能の分化及び業務の連携と介護事業の連携を推進するため

に必要な医療連携推進業務を行う。また、参加法人は、この基盤整備と医療連携と業務の共有を目指し、公共の福祉のため連携推進業務の推進を図る責任を負う。

4 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

(1) 在宅医療及び業務連携

圏域内診療所で先進的に実施している在宅医療と今後需要がさらに高まる介護保険サービスを連携させその手法を共有するとともに、参加法人間で実施している在宅医療と融合することにより、地域住民のニーズを第一に考えそれぞれの地域に根差した業務連携を展開する。

(2) 予防医療の充実

圏域内のがん完結率が低い課題があり、がん検診や一般健診など参加法人間で連携、分担して実施できる体制を検討するとともに、検診の重要性を積極的広報していく。

(3) 病床機能分担及び業務連携

病床保有参加法人間で、地域医療構想に基づく病床機能の分担や転換を連携して実施する。また、地域の現状や病床稼働の分析などから病床の移動や転換を促進する。

(4) 参加法人間の職員派遣及び共同での人材育成・共同研修

医療従事者の確保が難しい法人等に対して参加法人間での職員の融通を検討するとともに、共同での研修会を開催することにより、研修効果の向上、受講機会の拡大、経費の削減、業務量の軽減を図る。

(5) 医薬品、診療材料等の共同交渉・共同購入

参加法人の医薬品・診療材料の現状分析を行い、共同での交渉を実施し、共同での購入を推進する。また、参加法人間で共通する委託業務について、共同交渉を行う。

(6) 委託業務の共同交渉

参加法人個々に委託する業務の見直しを行い、スケールメリットを活かした業務委託の検討を行う。

(7) 連携業務の効率化

参加法人がそれぞれ有する専門的な医療機器や特化した医療機能や業務を有効に共有し、業務連携を行う。また患者IDや電子カルテ、医事・会計システム等の連動を検討する。

(8) 働き方改革に関する共同研修

働き方改革について、厚生労働省からオブザーバーの派遣により、参加法人の現状分析を行い、実施可能な取組について共同での研修会を開催し推進する。

5 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

(1) 介護職員等の人材交流

訪問看護ステーション等への職員の人材交流による在宅介護等の充実を図る。

(2) 地域に根差した事業展開の促進と多職種連携の推進

介護、介護予防、医療の連携した分析を行い、地域特性を把握するとともに、地域に根差した事業展開を模索する。

また、あさがおネットの利用を促進し多職種連携を深めていく。